

出生後休業支援給付金の支給申請における 配偶者の同意書の提出について

- 出生後休業支援給付金(※)の支給申請において、申請者の配偶者が「無業者である場合(専業主夫)」又は「雇用される労働者でない場合(自営業者、フリーランス等)」は、その確認書類として課税(非課税)証明書の提出をお願いしていますが、この確認書類について、**マイナンバーを活用して地方税情報を取得・確認することにより省略が可能か検証するため、試行運用を実施**しています。
- (※)子の出生直後の一定期間内に、原則、両親がともに育児休業を取得する場合に、育児休業給付に上乗せして、休業前賃金の13%相当額を給付する制度。
- 地方税情報の取得・確認にあたっては、申請者の配偶者の同意が必要となるため、上記の要件に該当し、課税(非課税)証明書を提出いただく際は、**配偶者の同意書についても併せてご提出**をお願いします。

■ 様式のダウンロード先

育児休業等給付

検索



- ▶ 各種お知らせ・様式
- ▶ 出生後休業支援給付金関係

公共職業安定所長 殿

令和 年 月 日

マイナンバーを利用した地方税関係情報の取得に関する同意書

私は、配偶者の出生後休業支援給付金の支給要件を確認するために限って、地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

配偶者 (給付金申請者)	氏名	
同意者	フリガナ	
	氏名 (署名)	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日
	住所	

注意事項

1

本同意書は、配偶者の出生後休業支援給付金の支給審査にあたり、給付金申請者の配偶者である同意者が「無業者であること」、「自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でないこと」の確認書類である直近の所得課税証明書等の提出と併せて、マイナンバーを利用した地方税関係情報の取得に同意する場合に提出してください。

ただし、直近の所得課税証明書に、給与収入の記載がある場合は、次の書類の提出も必要です。

無業者の場合	事業主発行の退職証明書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類
雇用される労働者でない場合	<給与収入が雇用される労働者としてのものである場合> 事業主発行の退職証明書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類 <給与収入が労働者性のない役員の役員報酬である場合、特別職の公務員の場合> その身分を証明する書類（役員名簿の写しや、身分証の写しなど）

2

代理人が同意書に記載する場合、本人からの委任状（様式任意）を添付すること。